

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則

〔平成3年3月25日
東京都規則第22号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）第33条の規定により、知事が保有する個人情報の保護その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書の提出）

第2条 条例第13条第1項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有個人情報開示請求書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（開示請求者の確認）

第3条 条例第13条第2項及び条例第15条第1項に規定する書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者に関する情報のうち、相続した財産に関する情報等請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合に限る。）とする。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもののうちからいずれか1つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって知事が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか2つ

（開示決定通知書等）

第4条 条例第14条第2項に規定する書面は、次の表の上欄に掲げる場合につき、同表下欄に掲げる通知書とする。

1 条例第14条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報開示決定通知書（別記第2号様式）
2 条例第14条第1項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報一部開示決定通知書（別記第3号様式）
3 条例第14条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（条例第17条の3の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	保有個人情報非開示決定通知書（別記第4号様式）

- 2 条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第5号様式）とする。
- 3 条例第14条第4項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第5号様式の2）とする。
- 4 条例第14条第7項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。
- 5 知事は、条例第14条第7項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（別記第6号様式）により通知するものとする。
- 6 知事は、条例第14条第8項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（別記第7号様式）により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

（電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法）

- 第4条の2 条例第15条第2項の規定により、電磁的記録（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声）が記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）に記録された保有個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

（開示の実施等）

- 第5条 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有個人情報の開示（写しの交付）申込書（別記第8号様式）を提出しなければならない。
- 2 保有個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった保有個人情報が記録された公文書1件につき1部とする。
 - 3 知事は、保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

（未成年者の確認書の提出）

- 第5条の2 知事は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第16条第8号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該未成年者に開示についての確認書（別記第9号様式）の提出を求めることができる。

（訂正請求書の提出）

- 第6条 条例第19条第1項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有個人情報訂正請求書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（訂正請求者の確認等）

- 第7条 条例第19条第3項において準用する条例第13条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。
- 2 知事は、訂正請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定通知書等)

第8条 条例第20条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第11号様式）とする。

2 条例第20条第3項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書（別記第12号様式）とする。

3 条例第20条第5項において準用する条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報訂正請求）（別記第13号様式）とする。

(事案移送通知書)

第9条 知事は、条例第17条の4第1項又は第21条第1項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書（開示請求・訂正請求）（別記第14号様式）により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

(利用停止請求書の提出)

第10条 条例第21条の4第1項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保有個人情報利用停止請求書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用停止請求者の確認等)

第11条 条例第21条の4第2項において準用する条例第13条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

2 知事は、利用停止請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(利用停止決定通知書等)

第12条 条例第21条の6第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第16号様式）とする。

2 条例第21条の6第3項に規定する書面は、保有個人情報利用非停止決定通知書（別記第17号様式）とする。

3 条例第21条の6第5項において準用する条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（別記第18号様式）とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第13条 知事は、条例第24条の4の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書（別記第19号様式）によってするものとする。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

第14条 条例第25条の5第1項の規定に基づき、東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書（別記第20号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書が提出されたときは、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記第20号様式の2）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上、速やかに当該閲覧又は写しの交付の可否を決定し、審査会提出資料等の閲覧等の承認について（別記第21号様式）、審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（別記第22号様式）又は審査会提出資料等の閲覧等の不承認について（別記第23号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

(知事が定める法人の告示)

第15条 知事は、条例第28条の規定により東京都が出資その他財政支出等を行う法人のうち実施機関が定める法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

(調整)

第16条 個人情報保護制度の実施について必要な調整は、生活文化局長が行う。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2条から第8条までの規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成5年6月30日東京都規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年11月7日東京都規則第205号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月15日東京都規則第204号）

この規則は、平成8年7月16日から施行する。

附 則（平成9年6月26日東京都規則第108号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月19日東京都規則第49号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月1日東京都規則第234号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日東京都規則第268号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日東京都規則第150号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日東京都規則第127号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日東京都規則第340号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月2日東京都規則第141号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年7月15日東京都規則第158号）

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

附 則（平成27年12月24日東京都規則第195号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年2月10日東京都規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月14日東京都規則第93号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成31年6月28日東京都規則第26号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

殿

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

東京都個人情報の保護に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求に係る保有個人情報の内容			
2 開示の区分(希望する開示方法を○で囲んでください。)		(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付	
3 法定代理人による開示請求の場合の本人の氏名等	本人の状況	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1) 未成年者(15歳未満) (2) 未成年者(満15歳以上) (3) 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
※ 担当課 処理欄	請求者本人確認欄		
	請求資格確認欄		
※ 備 考			

- 注1 「請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 「本人の住所又は居所及び電話番号」欄には、本人の連絡先が本人の住所又は居所及び電話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

(日本産業規格A列4番)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場 所		
3 担 当 課	電話番号		
4 備 考			

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。

2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

保有個人情報一部開示決定通知書

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
3 開示しない部分及びその理由	(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第 号に該当)		
4 担 当 課	電話番号		
5 備 考			

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。

- 2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 年 月 日
号

保有個人情報非開示決定通知書

様

東京都知事



年 月 日付けの保有の個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示をしない理由	(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第 号に該当)
3 担 当 課	電話番号
4 備 考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

決定期間延長通知書
(保有個人情報開示請求)

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

第 年 月 日

決定期間特例延長通知書
(保有個人情報開示請求)

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当課	電話番号
8 備考	

第 号
年 月 日

意 見 照 会 書

様

東京都知事 印

東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、次のとおり _____ に関する情報が含まれた保有個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により、 ____年 ____月 ____日までに回答してください。

1 開示請求に係る保有個人情報 が記録された公文書の 件名及び作成年月日	
2 _____に関する情報 の内容	
3 担当課及び意見書提出 先	電話番号
4 備 考	

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京都知事 殿

住所又は居所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称、事務所又は事業所の
所在地及び代表者の氏名〕

____年____月____日付____号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の件名		
2 開示決定に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(開示決定に反対する理由)		

(日本産業規格A列4番)

第 号
年 月 日

開示決定に係る通知書

様

東京都知事 印

年 月 日付けの _____ に関する情報が含まれた保有個人情報の開示請求について、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有 個人情報が記録された 公文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第8号様式(第5条関係)

保有個人情報の開示(写しの交付)申込書	領 収 書	領 収 書 控																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名(名称)及び住所(所在地)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年 月 日付 第 号で 通知があった保有個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">保有個人情報の内容</td> <td style="width: 30%;">開示の方法</td> <td style="width: 10%;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年 月 日 殿 </td> </tr> <tr> <td>主管部課(所)名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(窓口控)</td> </tr> </table>	氏名(名称)及び住所(所在地)			年 月 日付 第 号で 通知があった保有個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。			保有個人情報の内容	開示の方法	金 額		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納付額計		円	年 月 日 殿			主管部課(所)名			(窓口控)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名(名称)及び住所(所在地)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年 月 日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">保有個人情報の内容</td> <td style="width: 30%;">開示の方法</td> <td style="width: 10%;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年 月 日 職氏名 </td> </tr> <tr> <td>主管部課(所)名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(請求者交付用)</td> </tr> </table>	氏名(名称)及び住所(所在地)			年 月 日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。			保有個人情報の内容	開示の方法	金 額		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納付額計		円	年 月 日 職氏名			主管部課(所)名			(請求者交付用)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名(名称)及び住所(所在地)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年 月 日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">保有個人情報の内容</td> <td style="width: 30%;">開示の方法</td> <td style="width: 10%;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">写しの交付 (枚)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 年 月 日 職氏名 </td> </tr> <tr> <td>主管部課(所)名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(金銭出納員控)</td> </tr> </table>	氏名(名称)及び住所(所在地)			年 月 日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。			保有個人情報の内容	開示の方法	金 額		写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納付額計		円	年 月 日 職氏名			主管部課(所)名			(金銭出納員控)		
氏名(名称)及び住所(所在地)																																																																																			
年 月 日付 第 号で 通知があった保有個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。																																																																																			
保有個人情報の内容	開示の方法	金 額																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
納付額計		円																																																																																	
年 月 日 殿																																																																																			
主管部課(所)名																																																																																			
(窓口控)																																																																																			
氏名(名称)及び住所(所在地)																																																																																			
年 月 日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。																																																																																			
保有個人情報の内容	開示の方法	金 額																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
納付額計		円																																																																																	
年 月 日 職氏名																																																																																			
主管部課(所)名																																																																																			
(請求者交付用)																																																																																			
氏名(名称)及び住所(所在地)																																																																																			
年 月 日付 第 号による保有個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。																																																																																			
保有個人情報の内容	開示の方法	金 額																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
	写しの交付 (枚)	円																																																																																	
納付額計		円																																																																																	
年 月 日 職氏名																																																																																			
主管部課(所)名																																																																																			
(金銭出納員控)																																																																																			

第 号
年 月 日

様

東京都知事



以下の確認書は、別紙保有個人情報開示請求書の写しのとおり、 年 月 日付けであなたの法定代理人である _____ 様から請求があったあなたを本人とする保有個人情報の開示について、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記入の上、 _____ 年 月 日までに返送してください。

なお、開示に同意された場合であっても、東京都個人情報の保護に関する条例第16条の規定に基づいて非開示となる場合があります。

確 認 書

私の法定代理人 _____ が私に代わって別紙保有個人情報開示請求書の写しのとおり請求した私を本人とする保有個人情報について開示することに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

(「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。)

年 月 日

住所又は居所

氏 名

(氏名は、必ず御自身で書いてください。)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

東京都知事 殿

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話 番 号

東京都個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有個人情報の内容		
2 訂正を求める内容		
※担当課 処理欄	請求者本人 確認欄	
	請求資格確 認欄	
	事実に合致 することを 証明する書 類等	
※ 備 考		

注1 訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 ※印欄は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

1 開示された保有個人情報の内容	
2 訂正する保有個人情報の内容	
3 一部訂正とする理由(一部訂正を行うときのみ記入)	
4 担 当 課	電話番号
5 備 考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

保有個人情報非訂正決定通知書

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正をしない理由	
3 担 当 課	電話番号
4 備 考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

決定期間延長通知書
(保有個人情報訂正請求)

様

東京都知事




年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第20条第5項において準用する同条例第14条第3項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

第 年 月 日 号

事案移送通知書
(開示請求・訂正請求)

様

東京都知事 

年 月 日付けであった開示請求又は訂正請求について、東京都個人情報の保護に関する条例第17条の4第1項又は第21条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 保有個人情報の件名	
2 事務担当課	局(室) 部(所) 課 電話 内線
3 移送を受けた実施機関 における事務担当組織	電話 内線
4 移送をした日	
5 移送をした理由	
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

不明な点は、事務担当課にお問い合わせください。

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

東京都知事 殿

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

東京都個人情報の保護に関する条例第21条の4第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有個人情報の内容	
2 利用停止請求の趣旨(該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3 利用停止を求める理由	
※ 担当課処理欄	請求者本人確認欄
	請求資格確認欄
※ 備考	

注1 「開示された保有個人情報の内容」欄は、請求をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。

2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

保有個人情報利用停止決定通知書

様

東京都知事 

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

1 開示された保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用非停止決定通知書

様

東京都知事 

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止をしない理由	
3 担当課	電話番号
4 備考	

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書
(保有個人情報利用停止請求)

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6第5項において準用する同条例第14条第3項の規定により、次のとおり利用停止決定の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第21条の6第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

第 号
年 月 日

審 査 会 諮 問 通 知 書

様

東京都知事



年 月 日付けの審査請求について、東京都個人情報の保護に関する条例第24条の2の規定により、次のとおり東京都個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

1 審査請求の対象となる 決定及びその内容	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備 考	

審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書

年 月 日

東京都個人情報保護審査会

会長 殿

氏 名
郵便番号
請求者 住所又は居所

電 話

〔法人その他の団体にあつては、
その名称、事務所又は事業所の
所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称〕

連絡先 氏 名

電 話

〔法人その他の団体の担当者その
他連絡可能な方を記載してくだ
さい。〕

東京都個人情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき、次のとおり東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧・写しの交付を請求します。


1 請求する意見書又は資料の件名又は内容	
2 閲覧・写しの交付の区分 (1)から(3)までのうち、該当するものを一つ〇で囲んでください	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都個人情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づく〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。

御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、 年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕


年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあつた意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

第 年 月 日
年 月 日

様

[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の承認について(通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

第 年 月 日 号

[諮 問 庁 名] 様 殿

東京都個人情報保護審査会

会長



審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について(通知)


年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

第 号
年 月 日

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について(通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由
- 3 備考